

(事務連絡)

平成 26 年 8 月 28 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 医療担当部（局）ご担当者様

医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の
食品の販売について

厚生労働省医政局総務課

今般、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定）において、医療
機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売
については、これが可能であることを明確化し、周知を行うこととされていま
す（参考資料参照）。

医療機関においてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品
の販売を行うことは、当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行
われるものである限り、以前から可能ですので、適切に取扱われますよう、お
願いいたします。

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局総務課 平岡、岩崎

T E L : 03 - 3595 - 2189

(内線 : 2519,4102)

F A X : 03 - 3501 - 2048

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定）（抄）

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野 （2）個別措置事項

⑧医療機関の経営基盤の強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
58	医 療 機 関 に お け る 業 務 範 囲 の 明 確 化	医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。	平成 26 年度 上期措置	厚生 労働省